平成２８年（フ）第８３号
山口県宇部市大字東須恵1159番地１
債務者　青木　典子
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８６号
北海道室蘭市崎守町200番地５、前住所北海道伊達市末永町49番地55　道営末永中央団地Ｃ－306号
債務者　福士　志保
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町56番地の47
債務者　渡部　宏美
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
茨城県日立市東金沢町２丁目11番14―502号
債務者　秋田　英夫
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７１号
岡山県津山市横山29番地５　ソレアード　Ⅲ101号室、前住所岡山県美作市川北1050番地
債務者　鶴石　　洋
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１３９号
佐賀県武雄市北方町大字志久3655番地９
債務者　山田　俊広
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４０号
佐賀県武雄市北方町大字志久3655番地９
債務者　山田のり子
１　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１９０号
長崎県長崎市江戸町２番30号　パティオ出島401、旧住所佐賀県佐賀市田代１丁目１番５－1102号
債務者　原田　更紗
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目８番地の７　パークハイツ103、従前の住所宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目18番地11
債務者　牛田　博雄
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目８番地の７　パークハイツ103、従前の住所宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目18番地11
債務者　牛田　恵子
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
仙台市泉区南光台南１丁目６番12号　深堀アパート202
債務者　氏家　智歩
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
福島県いわき市東田町１丁目19番地の８
債務者　柳沼ひと美
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１２９号
茨城県土浦市小松３丁目15番17号
債務者　久保寺洋子
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
茨城県筑西市東石田1883番地８
債務者　倉持　賢一
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２０９号
山梨県甲府市徳行１丁目６番３号　ハイツ望月203、前住所山梨県中央市西新居１番地116　ハイムフロイデ玉穂102
債務者　山口久美子
１　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
長野市吉田１丁目10番５号
債務者　清水美也子
１　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
長野市三輪２丁目29番５号
債務者　山本しおり
１　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係